

## [事案 2025-143] 保険金支払請求

・令和8年6月4日 裁定打切り

### <事案の概要>

特約による死亡保険金等が支払われなかったことを不服として、当該保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和6年4月に親が自宅浴槽内で死亡したため、平成27年7月に親が契約した養老保険にもとづき死亡保険金を請求したところ、死亡保険金の一部のみが支払われ、不慮の事故による死亡に対する保険金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、保険金を支払ってほしい。

- (1) 親は浴槽に入った格好で発見されて亡くなった。医師検案では、死亡までの時間が短時間、死亡の原因は不祥であり、病死又は自然死とされたが、親は窒息やヒートショックなどの入浴中の不慮の事故であると推察される。
- (2) 死体検案を行った医師は、解剖をしていないため、検案内容は推定にすぎない。事件性がないという警察の判断により解剖が行われず、検案しか行われなかった。
- (3) 保険会社は第一発見者への聴き取り、現場の確認、関係機関への事情調査を実質的にはできていない。保険会社はこれらを省略して不払いの判断をし、支払責任を免れようとしている。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 死体検案医は、申立人の親が浴槽内で水が抜けた状態で発見されており、溢血点などの外形上顕著な溺水所見があったとの見解はなく、溺水可能性は不明と判断した。
- (2) 警察署の回答は、申立人の親に外傷はなく、「湯水吸引の有無」「浴槽内の湯水の有無」「誰が湯水を抜いたのか」につきいずれも不明で、不祥の内因死による病死と認識しているというものであった。
- (3) 申立人の親が不慮の事故により死亡したとかがえる事情は得られておらず、不慮の事故と死亡、ならびに両者の因果関係は、申立人が主張立証責任を負う事項である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の親の死亡時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人の親が浴槽内で不慮の事故によって死亡をしたのか、それとも自然死または病死をしたのかを判断するためには、申立人の親の当時の健康状態、死亡に至る具体的な状況、発見された時の身体や現場の状況等についての医学的知見等を総合的に勘案して判断する必要があるが、死体検案医の回答も、警察署の回答も、多くの点で「不明」とするものであり、推測に基づく死因を述べているにとどまる。
- (2) このような状況において、死因および死亡に至る経緯等を明らかにし、もって「不慮の事

故を直接の原因として」死亡したことを立証するためには、現状の証拠のみでは困難であると考えられ、さらに証拠を収集し、それらの証拠調手続を経る必要があるほか、第三者に対する文書提出命令または文書送付嘱託、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性があるところ、裁判外紛争解決機関である裁定審査会はこれらの手続を行うことはできない。